

共同親権運動

親どうしが別れても 親子が親子であるために 33号

2015年12月19日

離婚しても子育てしよう！ 片親疎外とDV防止、何が問題 レポート

さる12月5日（土）に、共同親権ネットワーク（以下、kネット）主催の『離婚しても子育てしよう！ 片親疎外とDV防止、何が問題』を主題とする講演会が行われました。

まず、今回の講演会の趣旨について、kネットの宗像さんより次のような説明がありました。これまで、様々な状況にあっても協力して子育てすることが子どもと親の双方にとって重要と考えることから、その保障と実現のために共同親権を目指して活動をしてきています。しかしながら、現状は親と子が会うこともまま



ならないままです。そして、子どもを連れ去ることや離婚後の面会交流を行わない理由として大きく取り上げられているのが「DV」（いわゆる配偶者間の暴力）です。これまでは、共同親権を中心にテーマを設定し、この「DV」の問題は積極的に取り上げてはきませんでした。ですが、この問題は避けられない状況であることは確かです。そこで、「DV」に関わる問題を話し合いをしようという今回の講演会を企画しました。



引き続き、参議院議員の真山勇一さんの話がありました。紙面の関係で詳細には触れられませんが、次のように考えているということでした。政府や行政には、家族を修復するという視点に欠け、支援が積極的になされていません。このことがDV防止法の問題（欠陥があり法改正が必要）や子の連れ去りの問題、そして子どもの貧困への取り組みに反映していると考えています。子どもの家庭を引き裂くことをするのではなく、家族の修復を進める体制を作る必要があります。問題は山積しているけれども、多

くの人々が声を上げることが大切で、しかも当事者から声が上がることが少ないので、ぜひ、問題があることを指摘して欲しいと思います、とのことでした。

講演では、弁護士の山本志都さんが「離婚とDV法の運用の現実」ということで話されました。まず、離婚事件をめぐる現状として、家裁関係者の専門雑誌などで離婚に伴う事例や面会交流が焦点の一つになっていること、全国の家裁に影響がある東京家裁が面会交流を原則的実施方針を公表したような家裁の変化（子どもをめぐる紛争の増加、家事事件手続法の施行、家裁の紛争解決機能の強化への取り組み、司法としての判断のあり方の見直し）があること、離婚事件の当事者運動や国際化（国際結婚の取り扱い

 **原則交流・共同養育 第Ⅳ期 共同親権運動ネットワーク**

〒186-0013 東京都国立市青柳3-10-8. 103

TEL 03-6226-5419 FAX 03-6226-5424

メール info@kyodosinken.com ホームページ <http://kyodosinken.com/>

郵便振込 00130-5-472679 加入者名：kネット

銀行口座 三菱東京UFJ銀行国立支店0072170（普）ケイネット

いが増える)の影響があること、などが挙げられました。

次に、上記のような家裁での動きへの反動なのか、従来の立場からの反論として、梶村・長谷川・渡辺ら法律家の「子ども中心の面会交流論(原則的実施論批判)」が、現状を追認するような形で寄せられたことが取り上げられました。その中でも「DV」が面会交流を制限・禁止する理由(相手方や子に精神的ダメージを与える)とされているとしています。例えば、面会交流の画一的・定型的運用は児童虐待的状况を招くという認識が示されたり、離婚調停が成立しても面会交流の実施が低調であること、「高葛藤事例でも(面会交流の)原則的実施こそが子の利益に適うというドグマの虚偽性・教条主義的傾向に警鐘を鳴らす」などと主張がされているとのこと。

そして、「DV」の主張と面会交流との関連については、「DV」が面会交流を拒む理由として前面にでてくる理由として、すでに起こったとされる過去の事情であり、もっとも「通りやすい」事情であるからではないかとしていました。その背景には、単に自分が嫌だからという主張は出来ないために、子どもの事情を訴えることが多くなること、自分の都合だけでは原則交流に対して反論として弱いから、DVがあったという主張をする傾向があるとのことでした。これらについては、DVに関して間違った認定がなされた場合の訂正や是正の機会がない、言ったもの勝ちという現状があるために、依頼者の立場に弁護士ものという現状があると指摘していました。また、裁判での実務を担当している調査官がどのような観点から調査をしているのかを説明してくださいました。かつては調査官報告は非公開が原則で、あくまで裁判官に対しての報告であり、当事者が見ることは予定されないものでした。現在は、当事者が見ることを前提に書くようになってきています。『家裁調査官研究紀要』に「配偶者暴力や児童虐待が問題となる調停事件における子の調査方法の研究」というレポートがでています。そこでは「問題の把握」「家庭状況の把握」「配偶者間暴力のタイプ判別」「影響の評価」「適切なありかたの検討」があり、さらに、暴力の訴えに対して対抗的な主張がある場合には、各種の留意点や着目的によって多角的に調査を行う旨が説明されているとのこと。



最後に、DVを主張することを「悪用」する、いわゆるDV冤罪については、まず、そもそも論として、申告の内容について確認する方法や手続き、虚偽の申告に対する修正を行う方法が法的な規定が未整備であること、また、行政上の判断や運用への異議などの申し立ても手続きが不透明になっていることが問題になっているとしていました。

山本さんの講演の後に、味沢道明さん(日本家族再生センター)「共同養育のもとで暴力をどう防ぐべきか」、西牟田靖さん(ノンフィクション作家)「虚偽DVの取材でわかったこと」が発言されました。紙面の関係で手短になってしまいましたが、お二人の話は既にkネットの公式サイトで紹介されていますので参照してください。味沢さんは、日本では家族や男女に関わる問題を修復的に対応する機会がなく、加害と被害という対立的な対応そのものが問題を解決することから遠ざけているということを話されました。西牟田さんは、自分が当事者になって精神的にも辛い状態になり現状を調べるようになったが、知れば知るほど、この問題の深刻さや現在の法的・行政的な対応の問題点がわかってきたので、取材を続けていきたいと話されていました。

今回の講演で取り上げられたことを整理してみると、まず、いわゆるDV防止法の法規定の問題があります。やはり、内容に瑕疵がある欠陥法であると考えざるをえません。これに関連して行政運営上の問題があります。これについては、法規定にあたって、手続き保障・透明性の確保が十分になされる必要があります。さらに、家裁での離婚事件の取り扱いとの関係性の明確化と整理が必要になります。これは、子の親権や養育に関わることと、家庭内で生じる家族間での暴行や暴力とは別の問題であり、その対応も区別して行う必要があるということです。最後に、家族への支援のあり方、親子・夫婦などの関係の修復を目指す対応への転換をいかに図るかを考える必要があるかと思います。(安藤)

●主張

BGMはSEKAI N O OWARI「ANT I-HERO」

古賀礼子(弁護士)

教育学部の大学でジェンダー社会学についても学んでいた。「怒鳴る夫」の問題が話題になっていた頃である。法曹エリートがつくる男性中心社会にある司法業界への疑問は、他学部出身・女性法曹として、女性の自立に貢献したいという想いとなり、司法試験挑戦の動機となった。浪人を重ねた受験期間中は、ロースクール在学中での出産やシングルマザー経験まであり、遠回りしたものの、いざ、弁護士として仕事を始めてみると、法曹を志した頃に想像していた様相とは、異なる風景がみえた。

支配的な夫との結婚からの解放を求め、女性の自立と自由を獲得するために諸先輩弁護士が築いてきた歴史がある。しかし、男性が負う「結婚の責任」だけは、相変わらず続いていた。女性の有責性が明らかな別居（例えば不倫妻の家出）でない限り、夫に課せられた婚姻費用分担義務は、毎月「法律婚関係にある」という理由だけで嵩んでいく。すでに、妻が同居義務に違反し、扶助協力義務を一方的に怠っておきながら、夫側の金銭的負担だけは課されていくのである。その構造の下では、妻からの慰謝料請求や財産分与の求めに対し、まともに争うことすらメリットがない。本来、具体的に詳細を検討しなければ請求できないはずの金銭給付が、“婚費”によって、時間さえ稼ぐことによって実質的に手に入ってしまうのだ。まして、未成年者がいる場合の親権を争って得になる男性はいない。監護継続の原則の下、“主たる監護者”による子の連れ去りは問題視されず、母親優位の結論が重ねられていく。稀に父親が監護者となるのは、妻が家庭を顧みないケースなど、元々父親側が積極的に育児そのものを担っている場合などに限定される。生半可なイクメンでは

専業主婦に敵わない。育児の助けに、家事を担ったところで無駄である。父親の養育権は守られていないのが司法の実態である。

だから、調停員は開口一番にいう。「(無駄な争いはやめて)“解決金”としていくら提案できますか?」と。妻子が突如行方をくらませ、“捨てられた夫”は、離婚成立後の養育費の負担も含め、さらに貪り搾取される。

あまりにも酷い父親イジメ構造の実態の極め付けは、そういう男性に寄り添う弁護士が圧倒的に少数であることだ。最悪な場合、依頼を受けて男性の味方をする立場にしながら、男性の擁護を怠るところか、“父親への説得”に終始することもある。既定路線に詳しい先輩弁護士の中には気づいていない人もいるだろう。むしろ、(経験豊富な)弁護士が父親イジメの加担者にもなりかねない状況がある中、私の事務所では、真に男性に寄り添い、男性の自尊心・人格権・養育権を取り戻すべく、あらゆる手段を講じ、気持ちを代弁して吠えることに、自信と誇りをもっている。

目下の目標は、「連れ去り得」を容認してきた風潮を変えることである。これまで、男性は優しすぎた。争うことが早々に無駄と諦め、“解決金”を払って泣き寝入りしてきたことが、連れ去り得を後押ししたかもしれない。私が、牙となって、眼となろう。単独親権制度が続く中でも(あるいは、だからこそ)、子の健全な育成を守るために、母親による監護を継続的に監督し、父子関係断絶の危機を阻止する。しぶとくしつこい合法的なアプローチ(面会交流妨害に対する損害賠償請求や親権者変更の審判申立等)をして、連れ去っても“得”はないという真実を知らしめていく。

私は、連れ去り後の不当な面会交流拒否は、継続的不法行為であると考えている。だから、その種の依頼があっても受任しない。他の弁護士も気づいてほしい。弁護士の仕事は、離婚させることで終わるのではなく、“共同養育するお手伝い”であることを。

諦めない父親による共同養育の実績が、いつしか共同親権制度等への法改正を導くものと信じている。

■共同養育と労働法■

第10回

東京司

障がいある子も含めて
すべての子どもの成長の在り方を考える

2015年10月29日に「一億総活躍国民会議」の第1回目の会議が開かれて、その有識者の構成員であり、労働分野にも詳しい戸板女子短期大学客員教授の菊池桃子さんが、会合後の記者団の取材に対し「1億総活躍のその定義につきましては、ちょっとなかなかご理解いただいていない部分があると思いますので、私の方からは、1つの見方として、言い方として『ソーシャル・インクルージョン』という言葉を使うのはどうでしょうかと申し上げました。ご存じのとおり、ソーシャル・インクルージョンというのは、社会の中から排除する者をつくらない、全ての人々に活躍の機会があるという言葉でございまして、反対の言葉は、対義語は『ソーシャル・エクスクルージョン』になります。今、排除されているであろうと思われる方々を全て見渡して救っていくことを、あらゆる視点から、今日各大臣がご参加いただきましたので、考えていただきたいと、そのように申し上げました」と答えられたことは、各方面に大きな衝撃であったと思います。そもそも「活躍する」ということが、どんなに頑張っても「活躍できない者」の存在を分け隔てしている点で文言上は無理があるとは思いますが、具体的な施策の財源が確保されて実体が伴うのであれば歓迎すべきことかもしれません。

しかし、11月下旬になって悲しいニュースが私の心を痛めました。それは「日本受精着床学会」のある医師が双子や三つ子などの多胎の場合で、「染色体異常」や「無脳症」などの「異常」が見つかった場合に、子宮内で塩化カリウムなどを注入するなどして「異常」ある方の胎児を心停止させる「減数手術」を行っていたケースが57例あったと報告されたことです。このニュースに対するネット上の反応を見ると、母体やもう片方の胎児のためには「仕方ない」といった意見が目立つのですが、「排除されても構わない」生命って本当にあるのだろうか、かつてナ

チスが行ったT4と呼ばれる安楽死作戦を思い出して真剣に悩んでいます。

障がいを持って生まれてきた子を育てていく場合に、労働法の分野から短期的に考えられるのは、介護休業制度です。これは要介護状態にある家族を介護するために一人につき年に5日与えられている介護休暇とは別のもので、雇用関係は残したまま無休で休める制度です。ただし、無休とはいっても一定の要件を持たせば雇用保険の関係で、およそ3か月にわたり給料の4割を介護休業給付金として受給できます。しかし、ここで想定しているのは、障がいを持って生まれてきた子どもを長期的に養育する場合ですので、実際には介護休業制度を適用するのは無理があり、もっと広範囲な部分をカバーする社会福祉制度や教育制度が必要だと思います。文科省のある懇談会によれば「全体として児童生徒数が減少する一方で、絶対数として特別支援教育の対象となる子供が増えてきている」という実態があります。ここは是非とも必要な予算の確保について馳文科大臣に頑張ってもらいたいところです。もちろんそれ以外にも様々な制度があろうかとは思いますが、もし障がいを持って生まれてきた子の親が、離婚後の単独親権制度による片親であった場合、その子の成長にどんなビジョンを描けるでしょうか。やはり、そこにはもう片方の親の協力がお金の面だけでなく養育の面でも必要になってくるだろうし、一般的には両方からの愛情が受けられるというのは子どもにとって心理面に良い影響を与えるものだと思います。多くのシングルマザー、シングルファザーは、障がいの有無にかかわらず子育てで孤立し、子育てや教育を私的なものとして困り込んでしまっています。そうではなく、大変な時にも、もう一人の親がいる、そして公的なものとして社会全体で支えられている、そんな安心感を子どもが得られることができることが望ましい社会の在り方なのだと私は思います。

竹内親子断絶事件

竹内さんはぼくたちが国立で運動を始めたとき以来の仲間です。ぼくたちは竹内さん親子の関係が回復するように、この件について事実を公表し、泣き寝入りを許さず、取り組んでいます。

竹内英治さん（４８歳）は毎月子どもと会うという調停合意のもと、２００７年１０月に、２００６年に１歳９カ月になる子どもを連れ去った元妻との離婚に応じた。ところが元妻は約束を３回守っただけで、その後竹内さん親子の関係を７年間にわたって妨害し続けた。竹内さんはこの７年間、親子関係の回復を願って家庭裁判所に通い続けてきた。

ところが、２０１５年５月２２日、さいたま家裁の本田幸嗣裁判官は、本件において面会交流の禁止制限事由はないと明確に言い切っているにもかかわらず、子どもが不登校に陥り、入退院を繰り返していることに触れ、竹内さん親子の関係の断絶を決定に明記して妨害。２か月に一度１０歳になった息子さんの写真、近況のレポート半年に一度子どもの診断書と通信簿を竹内さんに送付するとの決定を出した。

審判の決定直前には、相手方は竹内さんの子どもを発達障害を理由に入院させ、子どもは決定後に退院。裁判所と相手方弁護士の打越さく良は親である竹内さんに病院名を秘匿するなどいやがらせを続け、子どもの安全を確保する努力を怠った。高裁では子どもは退院したにも関わらず交流妨害を継続した。

石川英夫通信妨害事件

２０１３年の１２月に損害賠償の裁判を東京地裁立川支部に提起しました。当時は元妻とその再婚相手が半年にわたって親子関係を断絶し養育妨害をしていました。裁判所の勧告にも従わなかったため、ぼくは間接強制の裁判も申請しましたが、こちらは仮処分に対する間接強制ということで蹴られ、損害賠償の民事裁判が残りました。ところが相手方は子どもの聞き取りをする必要があると管轄を立川から千葉へと移送するように申し出、異例にもこの申請が認められました。即座にこちら側は抗告。高裁はこれまた異例にも抗告を棄却し、再び立川で裁判が始まるまで半年が経過していました。子どもの意思を聞き取るという名目で子どもを裁判所に引っ張り出すこと自体が、子どもを親どうしの争いに巻き込むこと、というこちらの主張を組んで高裁は、「子どもの心情に配慮すべき」と触れていたのは画期的でした。

その間に、審判の決定が確定し、相手方は最高裁まで争いましたが棄却（移送裁判も最高裁まで争っていた）。さすがに血縁のある下の子を連れてくるようになりましたが、血縁がないながら面会交流を数年来続けて来た上の子はやってこなくなりました（学校行事や部活で顔を会わせます）。裁判では、相手方夫婦が代諾養子縁組を悪用し、度々家裁の調停・審判を欠席した末に交流断絶に至ったのだから、これらは一連の養育妨害であるとして損害賠償を求めました。結果は裁判所決定の不履行部分は認められて２０万の損害賠償が一審で命じられましたが、それ以外の部分は認めない一部勝訴でした。今に至るまで相手方はぼくが子どもに送った手紙やプレゼントを子どもに渡さず、交流を拡充するようという裁判所の命令も無視し続けているのですから、「会えているから悪意はないので違法性はない」という認定は不当ですが、一方で、一度も親権を持ったことがなく、しかも相手方が再婚しているにもかかわらず、養父も含めて損害賠償を命じる判決を得たことはこれまた意義のあることです。なお、相手方弁護士の石川英夫とさやかは親子の手紙のやり取りという通信妨害を幫助し、こちらからの問いかけを無視し続けています。この点について人権救済申立をしましたが、千葉県弁護士会は門前払い。石川英夫は千葉県弁護士会の副会長をしていたので、もみ消しは明らかです。日弁連も門前払いしました。相手方は控訴し、こちらも附帯控訴。

高裁での弁論は１月１４日１０：３０～東京高裁５１１号法廷です。傍聴お願いします。（宗像）

民法414条1項ただし書

私は婿養子問題から嫁実家と折り合いが悪くなり4年前から引き離しにあった広島の当事者です。

民法改正前の面会交流については「子供が会いたくないと言っている」というのが常套手段だったと思われます。平成25年3月28日の最高裁判所の面会交流の間接強制についての判例から子供の拒絶が使えなくなりました。

しかし、この判例は年少者を対象とした判例とも取れてしまい、家庭裁判所の実務レベルではある程度の年長者（小学高学年、中学生以上）となると、間接強制ができないとの判断をすることがあります。それを知っていて、会わせないようにするよう教唆する弁護士もいます。

今回の間接強制執行抗告では年長者であっても最高裁判例のとおり間接強制可能との判断がされました。

この判断において重要なのは【民法414条1項ただし書】が法的根拠として示されている点ではないでしょうか。

もし、間接強制可能な審判（もしくは調停調書）をお持ちであり、中学生以上の子供にあえなくなつた非監護親の方がいれば、この判決文P14の【民法414条1項ただし書】は大きな武器となると思われます。

中学生以上の子供と面会交流できなくなった非監護親との情報共有ができれば幸いです。

（Y・M）

子どもへの愛を本に

共同親権運動ネットワークの共著「子どもに会いたい親のためのハンドブック」は、私がいまから四年ほど前に、書店の法律関連書籍が並ぶ棚で、たまたま見つけた本でした。

この本がきっかけとなつて、通称名であるKネットの幅広い活動、会報誌やメール配信のサービスなどを、知ることになりました。

私の地元秋田では、この本が県立図書館の蔵書になっていて、つい最近も貸出されていたようでした。良書ですから、さまざまな立場の方々に読んでもらい、これからも広く認知された本であつてほしいと思っています。

書名の「子どもに会いたい」は、親の視点ですが、子どもだつて別居親に会いたいのです。片方の親と離れて暮らし、会いたいときに会えないことは変えなければなりません。

この国の単独親権制度の採用は、子どもの視点だけでなく、別居親にとつても不利で中立性のない理不尽な制度に思えます。「共同親権」への早期の制度移行は必須でしょう。

私自身ができることは、子どもへの想いを書き留めておくことです。子どもが大きくなれば理解してくれると信じています。一冊の本になれば、共同親権の大切さを世論にも伝えることができるのではないかと思います。（水野聖和）

人生脚本

人生脚本とは、無意識（潜在意識）に書き込まれた「その人特有の行動プログラム」のことです。

自分は子供の頃から、自分の家族の者たちに対してさえ、彼らがどんなに苦しく、またどんな事を考えているのか、まるで見当がつかず、ただおそろしく、その気まずさに耐えることが出来ず、既に道化の上手になっていました。つまり、自分はいつのまにやら、一言も本当の事を言わない子になっていたのです。（太宰治／人間失格より）

人間不信は親に本当のことを言わないところから始まります。太宰治は家族に本当のことを言えないために仮面（偽の自分）をつくりました。

人生脚本の基になる決断は、幼児期に作られる7ことが多いので、これを心理学では「幼児決断」と言います。人間の根源的欲求は、認められたい、褒められたい、許してもらいたい、待つてもらいたい、信じてもらいたい、好きになつてもらいたい、愛してもらいたい……。厳しい親の管理下で生育した人は、自己肯定感の低い人生脚本を、より強く持っているのではないかと思います。良い子でいなければ親が認めてくれず、心の栄養が満たされない、生きづらい人生を歩んできたのです。

人生脚本は、書き換えが可能です。早くそれに気づいてもらい、元気になり、笑顔になり、愛される実感を持つてもらいたいと思います。私たちは、戦うために生まれてきた訳ではないのですから。（宇野 努・ココラボ 心理カウンセラー）



★国立交流会

日時・12月20日(日)、13時～15時、場所・kネット国立事務所(国立市青柳3-10-8-103) JR南部線西国立駅下車徒歩12分、問い合わせ・kネット

★kネット運営会議

毎月不定期で開催です。参加できますのでお問い合わせ下さい

★宮崎交流会

日時・毎月第1土曜日18時～20時、場所・宮崎市民活動センター小会議室(宮崎市橘通西1の1の1)宮崎市民プラザ三階、参加費無料、問い合わせ・0985・47・6797(小原)、メールgza05074@leo.bbq.jp、

*日程の変更がありますのでご確認ください。

★鹿児島交流会

日時・1月9日(毎月第2土曜日)18時～21時、場所・サニエールかこしま(鹿児島市荒田1の4の1)、問い合わせ・080・3946・0625(下窪)、メール

ywnwa@softbank.ne.jp

*日程の変更がありますのでご確認ください。

★別府交流会

日時・1月16日(毎月第3土曜日)18時～21時、場所・別府市野口ふれあいセンター(大分県別府市野口元町12-43)、参加費・500円、問い合わせ・0977・77・1994、メールitemo.itumademo.oyako@gmail.com、*日程の変更がありますのでご確認ください。

★銀座交流会

日時・12月22日、1月26日(毎月第4火曜日)、19時～21時(入退出自由)、場所・東銀座313ビルセミナールーム、参加費・500円(運営費含む)、問い合わせ・090・4964・1080(植野)

★コトオヤネットさつぽろ定例会

日時・毎月第3土曜日13時半～15時半、場所・自立生活センターさつぽろ研修センター会議室(札幌市白石区南郷通13丁目南3南郷シテイハウス1階、地下鉄東西線「南郷13丁目」2番出口下車徒歩2分 セイコーマートの左となり2軒目)、問い合わせ・

わせ・011・863・1377(カタラン菊之進・留守電)

★子どもに会いたい親のための

広島交流会

日時・1月30日(土)、13時～17時、場所・大人の寺小屋フリースペース3F(広島市中区東白島町20-5像の子ビル)広島家庭裁判所より北に徒歩1分、参加費・2000円、主催・kネット広島交流会・準備会、問い合わせ・080・7051・7783(山本)

★kネット総会

日時・3月6日(日)、13時～場所・東銀座313ビルセミナールーム(東京都中央区銀座3-13-19東銀座313ビル8階)最寄り駅「地下鉄東銀座駅」徒歩3分、銀座駅徒歩10分、参加費・問い合わせ・kネット

★kネット定例相談会

日時・1月9日(土)15時半～16時(国立)、1月19日(火)19時～21時半(国立)、2月6日(土)15時半～16時(銀座)、2月16日(火)19時～21時半(国立)、3月5日(土)15時半～16時(銀座)、3月15日(火)19時～21時半(国立)、場所・「国立」は国立事務所「銀座」

は東銀座313ビルセミナールーム、運営協力費1000円(要予約)・問い合わせ・kネット相談係

【kネット国立事務所】

〒186-0013東京都国立市青柳3-10-8-103(郵便はこちらにお願いします) JR南部線西国立駅下車徒歩12分。改札口を出て右手、川崎方面にある踏切を渡り直進。横断歩道を渡ってそば屋さんのある坂を下つて、「町田木材」の縦型の看板の後ろのアパート。1番手前の部屋の1階。

【東銀座313ビルセミナールーム】

こちらでは郵便物は受け付けていません。東京都中央区銀座3-13-19東銀座313ビル8階、最寄り駅「地下鉄東銀座駅」徒歩3分、銀座駅徒歩10分。青海通りから歌舞伎座のある通りを入り、マガジンハウスのある並び。銀座3丁目郵便局斜め向かい。

■郵便振込 00130-5-472679加入者名kネット

■銀行口座 三菱東京UFJ銀行国立支店0072170(彦) ケイネット*口座名が略称になりました。

会員募集と寄付のお願い

私たちは、親子の引き離し状況を改善し、共同養育・共同親権を実現する法整備、社会制度作りを目指す別居親団体です。片親を排除する法制度に反対しています。実態調査や立法府への提言、ロビイ活動、裁判所の運用改善、別居親への情報提供、地方自治体への要請などを通じて、親どうしが別れても親子が親子であるための活動を行います。ホームページ等で広報に努め、会報を年4回程度発行しています。

会員を募っています。
年会費(会員は別居親とその家族、及び会の趣旨に賛同する人)年3000円

【入会方法】

メールまたはファックス・電話にて、お名前、ご連絡先、住所、会員・賛同者の別をお知らせの上、郵便振替または銀行口座にて3000円を振込ください。また郵便振替・銀行口座にて、寄付を募っています。

メール
contact@kyodosinken.com